

## 5. 安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

### 施策名：土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進

【31年度概算要求額：128百万円（前年度47百万円）、機構・定員要求】

#### 施策概要・目的

○より実効性のある広域避難の在り方等の検討を推進するため、「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」の報告（平成30年3月）で提示された基本的な考え方や定量的な算出手法に基づき更なる検討を行う。

○平成30年7月豪雨を踏まえ、住民避難の実効性を高めるために自治体が行う検討を支援する。

#### 【各種計画との関連性】

○経済財政運営と改革の基本方針2018」第2章7.（3）

#### 施策イメージ・具体例

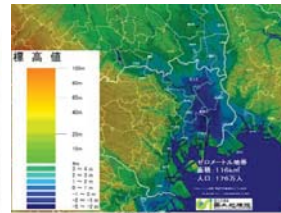
##### ○大規模水害時の住民避難に係る検討

広域避難の在り方に係る検討については、地域特性や被害特性に応じたより具体的で実効性のある広域的な避難の在り方について適切な検討手法を提示するため、首都圏における検討状況を踏まえ、高潮氾濫からの避難を主としてシミュレーション等を実施し、ワーキンググループで示した検討手法の改善を図る。

○平成30年7月豪雨を踏まえた各都道府県における住民避難対策の推進  
平成30年7月豪雨を踏まえ、住民避難の実効性を高めるための検討を自治体と連携して行う。



H27関東・東北豪雨による茨城県常総市における浸水状況  
(提供：国土交通省)



首都圏のゼロメートル地帯



H30.7豪雨による広島県呉市安浦町周辺の被災状況  
(提供：国土交通省)

#### 期待される効果

○大規模水害発生時の首都圏等における具体的な避難計画の立案にあたり、国・地方公共団体が直面している課題を解決することにより、被害が軽減される。

○住民避難の実効性を高める取り組みを推進することにより、発災時の人的被害の軽減に寄与する。

## 5. 安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

### 施策名：南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応の推進

【31年度概算要求額：126百万円（新規）、機構・定員要求】

#### 施策概要・目的

○南海トラフ地震に対しては、予防的な地震・津波対策が進められているところであるが、その対策を実施してもなお残る被害の甚大さを考慮すると、現在の科学的知見を活かして事前の防災対応を実施することは重要である。

○このため、「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」における議論を踏まえ、市町村や企業等が南海トラフ沿いで異常な現象が観測された際の防災対応の計画作成のための支援等を行う。

#### 【各種計画との関連性】

○経済財政運営と改革の基本方針2018」第2章7.（3）

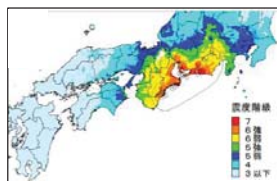
#### 施策イメージ・具体例

##### ○防災対応の検討の手順や考え方等が示されたガイドラインの作成

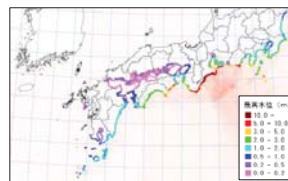
南海トラフ沿いで異常な現象が観測された際の防災対応について、市町村や企業等における具体的な防災対応の計画作成を促すため、防災対応の検討の手順や考え方等が示されたガイドラインを作成する。

##### ○具体的な防災対応の計画作成のための市町村等への支援

市町村等が具体的な防災対応の計画を作成する際に、専門家等と連携しつつ、地域の現状把握等の調査を行い、計画作成の支援を行う。結果は、他の市町村等の計画作成を推進するため、事例集として取りまとめる。また、企業に対しては、検討する防災対応についてヒアリング等を実施し、他の企業の防災対応を推進するため、事例集として取りまとめる。



南海トラフ地震の震度分布・津波高（一例）



防災対応の計画作成の支援（イメージ）

#### 期待される効果

○南海トラフ沿いの異常な現象に対する適切な防災対応の計画作成支援や、作成に向けたガイドラインや事例集を作成・公表することにより、防災対応の計画作成が進むことで、発災時の被害の軽減が期待される。

## 5. 安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

### 施策名：ICTの活用による官民の情報共有

【31年度概算要求額：30百万円（前年度13百万円）、機構・定員要求】

#### 施策概要・目的

- 中央防災会議防災対策実行会議災害対策標準化推進WGの下に、「国と地方・民間の『災害情報ハブ』推進チーム」を設置し、各主体がICTを活用して災害時の体系的な状況把握に向けた災害情報の共有方策を検討
- 災害情報のデータ化が難しい災害現場において、災害対応にあたる地方公共団体や実働部隊等の情報収集・整理を支援する仕組みの調査・検討
- より迅速かつ体系的な状況把握の実現のため、新たな情報収集手法としての人工衛星等の宇宙技術等の活用方策の検討

#### 【各種計画との関連性】

- 経済財政運営と改革の基本方針2018第2章7.（3）

#### 施策イメージ・具体例

- 災害対策標準化推進WG及び国と地方・民間の「災害情報ハブ」推進チームにおける調査・検討  
災害対応にあたる国・都道府県・市町村・民間事業者等のそれぞれがICT等の様々な手法を活用して情報収集し、それら情報を関係者間で共有して統合することで、状況を体系的に把握するための仕組みを検討する。
- ISUT（災害時情報集約支援チーム）の仕組みに係る課題等の調査  
「災害情報ハブ」推進チームに参加する民間の協力を得て、情報を迅速にGIS化する技術を持った官民チーム（ISUT）を組織し、災害現場での災害情報の収集・整理を支援するための仕組みについて、実際の活動や訓練を通じて課題等を調査・検討する。
- 宇宙技術等の活用に係る課題調査  
人工衛星等による光学画像やレーダー画像といった宇宙技術等から得られる情報等を整理するとともに、防災分野の国・地方自治体・民間それぞれのニーズを調査し、それらニーズに対しどのような活用方策があり得るのか活用可能性や活用にあたっての課題等について調査・検討する。

#### 期待される効果

- 災害対応業務の標準化による関係機関間の連携強化と、ISUT（災害時情報集約支援チーム）の構築による現地災害対応の支援、災害対応に利活用可能な衛星データの流通による災害対応の効率化及び迅速化が可能となる。

## 5. 安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

### 施策名：原子力防災対策の充実・強化

【31年度概算要求額：169億円（前年度108億円）、定員要求】

#### 施策概要・目的

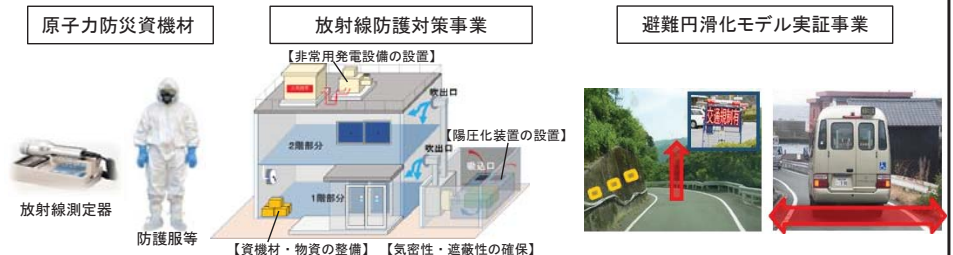
- 13ある原子力発電所立地地域ごとに地域原子力防災協議会を設置し、関係省庁と地方公共団体が一体となって、地域防災計画及び避難計画の具体化・充実化を進める。
- 原子力緊急事態を想定し、国、地方公共団体、電力事業者等合同で原子力総合防災訓練を実施するとともに、県主催の防災訓練への参画・支援や国、自治体職員等の防災業務関係者への研修等により人材育成を推進。

（注）「経済財政運営と改革の基本方針2018」における記載

“原子力災害に対しては、避難計画の策定、訓練研修による人材育成、道路整備等による避難経路の確保、モデル実証事業等による避難の円滑化、放射線防護施設整備、原子力災害医療の質の向上などの対策を進め、防災体制の充実・強化を図る。”

#### 施策イメージ・具体例

- 地方公共団体が行う原子力災害時の防災活動に必要な放射線測定器、防護服等の資機材や、医療設備の整備等を支援。
- 要配慮者等の一時的な屋内退避場所を確保するため、放射線防護対策事業を支援。
- 避難をより円滑に実施するための「モデル実証事業」の一層の推進による原子力災害時の防護対策の多重化・充実化を支援。
- 万が一の原子力災害時において中核となる防災業務関係者について、体系的かつ効果的な訓練・研修の充実により人材育成を推進。



#### 期待される効果

- 原子力災害に備え必要となる放射線防護対策を推進するとともに、訓練・研修の充実・強化による災害対応能力の向上を図ることで、周辺住民等の安全・安心を確保する。

## 5. 安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

### 施策名：食品の安全性の確保

【31年度概算要求額：995百万円（前年度962百万円）、機構・定員要求】

#### 施策概要・目的

○食品の安全性の確保のため、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正の立場から食品のリスク評価を適切に実施するとともに、分かりやすい情報提供や意見交換会の開催等を通じ食品安全に関するリスクコミュニケーションを推進。

○なお、「経済財政運営と改革の基本方針2018」では、「消費者の安全・安心」の一環として「食の安全の確保」が記載。また、「未来投資戦略2018」では、「農薬の安全性を確保しつつ、国際標準に調和させる・・・ため、改正農薬取締法に基づき、再評価制度を導入する」旨記載。

#### 施策イメージ・具体例

○**農薬再評価制度（※）の円滑な実施に向けた対応**

改正農薬取締法で導入された農薬再評価制度の円滑な実施のため、農薬のリスク評価を推進。（※）同一の有効成分を含む農薬について、一括して定期的に、最新の科学的根拠に照らして安全性等の再評価を行う制度。

○**食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度（※）導入への対応**

改正食品衛生法で導入された食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度に対応し、既存物質や新規物質のリスク評価を推進（※）あらかじめ使用の科学的妥当性が確認された物質以外は原則使用禁止とする制度。

○**新たな育種技術を用いた食品に対する規制整備への対応**

総合科学技術・イノベーション会議の支援の下、急速に研究・開発が進展している新たな育種技術を活用した食品について規制整備に向けた検討が進められることを踏まえ、リスク評価の実施を見据えた取組を着実に実施。

○**健康食品に関するリスクコミュニケーションの推進**

改正食品衛生法で健康食品に関する健康被害情報の報告制度が導入されたことも踏まえ、健康食品に関するリスクコミュニケーションを推進。

#### 期待される効果

○リスク管理に係る制度改正等を踏まえたリスク評価の適切な実施により、国民の健康保護の確保に寄与。

○情報発信等を通じたリスクコミュニケーションの推進により、国民の食品リスクに関する正確な理解を促進し、健康被害の防止に寄与。

## 5. 安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

### 施策名：消費者行政全般についての監視機能の強化

【31年度概算要求額：142百万円（前年度141百万円）】

#### 施策概要・目的

○消費者委員会が、独立した第三者機関として以下の機能を果たす。

・各種の消費者問題について自ら調査審議を行い、消費者庁を含む関係省庁の消費者行政全般に対して意見表明（建議等）を行う。

・内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じて調査審議を実施する。

○消費者委員会は、延べ約100名\*の委員（臨時委員・専門委員含む）により、年間約100回の本会議や部会、専門調査会等を開催し、各種の消費者問題につき調査審議を実施。

#### 施策イメージ・具体例

○消費者の利益の擁護及び増進の観点から、幅広い分野の重要な消費者問題について自ら調査審議を行い、関係省庁等に建議等の意見表明を行うとともに、建議等を受けた各省庁による法改正状況等のフォローアップを行い、必要に応じ対応の改善を求める。

○消費者の利益の擁護及び増進の観点から、特定保健用食品の表示の許可、消費者基本計画の改定や各種の消費者関連法令の改正等に関し、諮問に応じた調査審議を行い答申を発出する。

（平成31年度以降の検討課題の具体例）

- 第4期消費者基本計画の策定に伴う意見表明（答申に向けた議論）
- オンラインプラットフォームにおける取引の在り方についての検討
- 消費者庁や国民生活センターの徳島県での取組に関する成果の検証及び助言・提言（※）
- 消費税引上げに伴う公共料金の改定に関する妥当性の検証

（※）

・消費者庁は、実証に基づいた政策の分析・研究機能をベースとした消費者行政の発展・創造の拠点として、徳島県に「消費者行政新未来創造オフィス」を平成29年7月に開設。  
・「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」（平成28年9月1日まち・ひと・しごと創生本部決定）では、「消費者行政新未来創造オフィス」の取組について、3年後を目途に検証・見直しを行うこととなっており、消費者委員会は、①消費者庁及び（独）国民生活センターの徳島県での取組につき、消費者行政の進化等の観点から成果を検証し、助言・提言を行うこと、②その際、徳島県にて専門調査会を開催するなど、地方の現場の視点が反映されるような取組を行うこと、③3年後目途の検証・見直しに当たって、消費者行政の進化等の観点から意見を述べることで、求められている。

\* 平成30年7月1日現在

#### 期待される効果

○消費者委員会による調査審議に基づく適時・的確な意見表明及びこれに関するフォローアップの着実な実施により、消費者行政全般についての監視・提言機能が有効に発揮され、消費者利益の更なる擁護・増進が図られる。

## 5. 安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

### 施策名：交通安全対策の推進

【31年度概算要求額：96百万円（前年度89百万円）】

#### 施策概要・目的

- 「第10次交通安全基本計画（平成28年度～32年度）」では、世界一安全な道路交通を実現することを目標に掲げている。
- また、平成28年11月「高齢運転者による交通事故防止対策における関係閣僚会議」における安倍総理の指示を受け、対策の検討等を実施。平成29年7月、対策を緊急かつ強力に推進することを中央交通安全対策会議交通対策本部（以下、「交通対策本部」）の決定とした。
- さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2018」にも「高齢運転者対策などの交通安全対策を進める」との記載が、盛り込まれている。
- 上記状況を踏まえ、交通安全対策、特に高齢運転者に係る対策の推進に資する取組を実施する。

#### 施策イメージ・具体例

- 道路交通安全に関する基本政策等に係る調査**  
次期（第11次）交通安全基本計画の検討に資するため、第10次交通安全基本計画に係る政策的な評価、交通安全に関する国民の意識調査及び関係団体等の要望調査を行い、それらを踏まえて、今後の道路交通安全に関する基本政策について検討する。
- 高齢運転者による交通事故防止に係る取組等**  
高齢運転者による交通事故防止対策について（交通対策本部決定）を踏まえ、効果的な取組を関係省庁が連携して推進する。  
また、地域における高齢運転者のリーダーを養成することで交通事故防止に関する普及啓発の推進を図る。  
さらに、交通安全に関わる先端技術について現状を整理した上で、国民各層に分かりやすく説明するためのコンテンツを作成し、交通安全に係る普及・啓発活動に幅広く活用する。

#### 期待される効果

- 高齢運転者等の交通事故死者数の減少。  
（参考）  
「第10次交通安全基本計画」の目標：平成32年までに交通事故死者数を2,500人以下（平成29年実績値は3,694人）  
「交通対策本部」の目標：平成32年までに80歳以上の高齢運転者による交通事故死者数を200人以下（平成29年実績値は242人）

## 5. 安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

### 施策名：死因究明等の推進

【31年度概算要求額：12百万円（前年度11百万円）】

#### 施策概要・目的

- 高齢化に伴う「多死社会」化・「孤独死増加」等に対応し、我が国の死因究明体制を強化するとともに、大規模災害時における身元確認への取組等の強化のため、
- 「死因究明等推進計画」（平成26年6月13日閣議決定）に掲げる施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、その実施状況を検証・評価・監視する。
  - 地方公共団体をはじめとした地方における関係機関・団体に対し、死因究明等推進協議会の設置・活用に向けて協力するよう求める。

※経済財政運営と改革の基本方針2018（P44）及び『世界一安全な日本』創造戦略（P50）

#### 施策イメージ・具体例

- 死因究明等推進計画に掲げる当面の重点施策
  - ①法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備
  - ②法医学に係る教育及び研究の拠点の整備
  - ③死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上
  - ④警察等における死因究明等の実施体制の充実
  - ⑤死体の検案及び解剖の実施体制の充実
  - ⑥薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用
  - ⑦遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備
  - ⑧死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進
- 地方公共団体における死因究明等推進協議会は、平成30年8月末現在、33都道府県で設置されており、引き続き、同協議会の設置・活用を要請

#### 期待される効果

- 政府及び地方における死因究明等に係る実施体制の強化が図られる。
- 死因究明等に係る人材の育成及び資質の向上が図られる。
- 以上の取組により、犯罪・事故等の見逃し防止、国全体としての正確な死因把握や突然死・感染症の予防対応強化等の公衆衛生対策の強化、遺族の権利・利益の確保、大規模災害時の身元確認の適切な運用が図られる。

## 5. 安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

### 施策名：子供・若者の育成支援

【31年度概算要求額：248百万円（前年度238百万円）】

#### 施策概要・目的

○子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づく大綱「子供・若者育成支援推進大綱」（平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定）に基づき、子ども・若者支援地域協議会の地方公共団体における整備の推進等、各種施策を推進する。

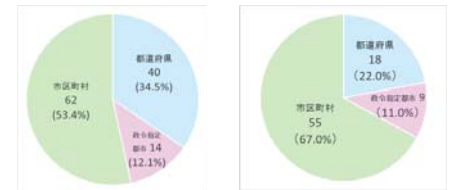
○第196回国会総理施政方針演説「女性も男性も、お年寄りも若者も、障害や難病のある方も、全ての日本人がその可能性を存分に開花できる、新しい時代を、皆さん、共に、切り拓いていこうではありませんか。」

#### 施策イメージ・具体例

○大綱に基づき、  
 (i) 全ての子供・若者の健やかな育成  
 (ii) 困難を有する子供・若者やその家族への支援  
 (iii) 子供・若者の成長のための社会環境の整備  
 (iv) 子供・若者の成長を支える担い手の養成  
 (v) 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援など、子供・若者の育成支援施策を総合的に推進。

○内閣府では、  
 ・ 困難を有する子供・若者への支援を行う地域ネットワーク作り  
 ・ 子供・若者育成支援に関する人材の養成  
 ・ 子供・若者に関する調査研究  
 ・ 育成支援に関する広報啓発、表彰事業等を実施。

<子ども・若者支援地域協議会の設置状況> <子ども・若者総合相談センターの設置状況>



#### 期待される効果

○関連施策の総合的かつ効果的な推進を図ることで、全ての子供・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現。  
 ○客観的で幅広い情報を十分に活用した関連施策の企画・立案及び実施。  
 ○広報啓発や情報提供の実施、表彰事業の実施などを通じた、国民の理解・協力の向上。

## 5. 安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

### 施策名：共生社会の実現に向けた障害者施策の推進

【31年度概算要求額：126百万円（前年度125百万円）】

#### 施策概要・目的

○新たに策定した「障害者基本計画（第4次）」（平成30～34年度）の推進を図る。  
 ○障害者差別解消法施行の3年経過を踏まえ、地方公共団体における取組状況や合理的配慮の在り方等、法施行状況を把握の上検証し、法制度の見直しの検討に向けた課題の整理等を行う。  
 ○障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現のため、障害及び障害者に対する国民の関心と理解を深め、障害者の社会参加を促進するための広報・啓発を行うとともに、障害者差別解消法の理解促進のための取組を行う。

#### 施策イメージ・具体例

○平成30年3月に閣議決定した、新たな障害者基本計画（第4次）について、政府全体で取り組んでいくとともに、実施状況等について、障害者政策委員会で必要な監視等を行い、障害者施策の一層の充実に向けフォローアップを行う。  
 ○障害者差別解消法施行の3年経過を踏まえた法施行状況全般についての把握・分析を行う。特に、地方公共団体における体制整備の状況について、具体的な取組内容や事例、課題等を抽出するとともに、地域の実情に応じた特色ある実施体制や先進的事例等についてとりまとめ、論点整理を行う。  
 ○共生社会の実現に向け、政府全体で障害者の社会参加を促進するための「障害者週間」に関する各種広報・啓発事業等を実施するとともに、障害者差別解消法の理解促進のため、様々な主体（一般国民、地方公共団体、事業者等）を対象とした理解促進のための取組を実施する。

#### 期待される効果

○政府全体における障害者施策の推進  
 ○障害者差別解消法の推進と課題や論点の整理・把握  
 ○障害、障害者及び障害者差別の解消に対する国民理解の向上と障害者の社会参加の促進

## 5. 安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

### 施策名：社会的ファイナンス等を中心とした共助社会づくりの推進

【31年度概算要求額：88百万円（前年度68百万円）、機構・定員要求】

#### 施策概要・目的

- 社会的課題の複雑化に伴い、自助・公助以外の「共助」の役割は各省にまたがる様々な場面で増大。政府一体で共助社会づくりを推進するため、内閣府が司令塔となり、国民の側に立った対応を牽引するとともに、各府省に促していく必要。
- 具体的には、「骨太方針2018」に基づき、成果連動型民間委託契約等の官民連携や社会的ファイナンスの活用を促進するとともに、休眠預金等の活用や、様々な分野を超えた協働（コレクティブインパクト）を促進する。
- 個人による「共助・支え合い」の活動の実態や課題を把握し、個々人が共助に参画しやすい環境の実現方策を検討する。
- 国民の満足度、生活の質の向上が実現されるよう、これを示す指標群を構築するとともに、これを踏まえた政策形成に活用する。

#### 施策イメージ・具体例

- 成果連動型民間委託契約方式の活用と普及の促進  
必要な体制を整備の上、自治体等における同方式の活用動向・課題の情報集約、関係府省への働きかけ、ガイドライン策定、シンポジウムの開催等、司令塔としての新たな取組を行う。
- 民間公益活動促進のための休眠預金等の活用
  - 休眠預金等活用制度の2019年度中の運用開始に向け、指定活用団体の監督等、円滑に制度を運用する。
  - コレクティブインパクトに係る国内外事例を収集、成果最大化の要素等を検討した上で各府省の事業での活用を促す。休眠預金等活用制度の下での民間公益活動をはじめ、共助社会づくりでの協働を促進する。
- 個人参加型の共助社会づくり推進モデル構築等
  - いくつかの分野（災害、子育てや介護支援等）を例に、個々人の「共助・支え合い」への意欲や活動実態を調査する。個々人の意欲を効果的に活動に結び付ける方策を各省所管分野も含め分野横断的に検討し、共助社会づくり推進に必要な施策を各府省を主導しつつ実現する。
  - 超高齢化の進展に伴い相続資産が毎年50兆円程度にのぼる中、遺贈寄付への関心やニーズ等の実態調査、課題等を検討し、制度改正につなげる。
- 満足度・生活の質を示す指標群の構築  
人々の主観的満足度及び主観的満足度に影響を与える要素の把握のための調査・分析を行い、各府省での政策形成・PDCAにおける活用を促す。

#### 期待される効果

- 内閣府が共助社会づくり推進に向けて司令塔機能を発揮し、上記施策で得られる知見を社会的課題解決に関する各府省での具体的な取組への反映を促すとともに、社会的課題解決に寄与する活動に民間の人材や資金を呼び込む。
- 経済成長（GDP）という側面のみでは捉えきれない国民の満足度・生活の質のあり方を把握し、各府省の政策に活かす。
- 社会的諸課題の解決等の様々な場面において、国民一人ひとりが「共助」に参画しやすい環境を実現する。

## 5. 安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

### 施策名：特定非営利活動法人（NPO）活動の促進

【31年度概算要求額：63百万円（前年度63百万円）】

#### 施策概要・目的

- 特定非営利活動促進法成立後20年が経過する中、全国における特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の認証数は5万を超え、福祉、教育・文化、まちづくりなど様々な分野でその活動が広がっており、多くのNPO法人が活躍している。
- また、人口減少、高齢化等が本格化し、社会的課題が複雑化・多様化する中、自助・自立を第一としつつも、共助の精神によって、人々が主体的に支え合う活動を促進することで、活力ある共助社会づくりを推進することが必要であり、NPO法人はその重要な担い手である。
- 平成28年6月には、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」が成立し、認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮、NPO法人に対する貸借対照表の公告義務及び情報の積極的な公表の努力義務等が規定された（改正法は一部を除いて平成29年4月1日に施行）。
- 上記を踏まえて、法の所管庁としての立場から、特定非営利活動促進法の適切な運用及び活力あふれる共助社会づくりの推進を図る。

#### 施策イメージ・具体例

- NPO法人の認証・認定制度の適切な運用推進  
円滑な法執行を進めるため、都道府県・政令市担当職員と情報交換や意見交換を行う地方ブロック会議を実施する。
- 市民活動促進に向けた調査・研究  
NPO法人等の実態把握のための調査等を実施する。
- NPO法人の活動の積極的な情報公開の推進  
法改正によって、新たにNPO法人及び所轄庁に対し、内閣府のNPO法人情報ポータルサイトへの活動状況に関する情報掲載の努力義務が課された。  
このため、NPO法人の積極的な情報公開を推進し、透明性の向上に資するよう内閣府NPOホームページの情報公開システムの機能向上に引き続き取り組む。

#### 期待される効果

- 共助社会の担い手であるNPO法人の更なる活動の拡大やNPO法人活動の積極的な情報公開の更なる推進により、NPO法人及びNPO法人制度への信頼性向上につながる効果が期待される。

## 5. 安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

### 施策名：特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持等のための取組の推進

【31年度概算要求額：59億円（前年度51億円）】

#### 施策概要・目的

- 「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づき、有人国境離島地域が有する我が国の領海等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する取組を推進する。

※「経済財政運営と改革の基本方針2018」（抜粋）

#### 第2章 7. (1) 外交・安全保障の強化 ② 安全保障

「海洋政策上幅広く捉えた「総合的な海洋の安全保障」を基本的な方針とする新たな海洋基本計画、海上保安体制強化に関する方針等に基づき、「法の支配」に基づく海洋秩序の維持・強化、領海警備・海洋監視・海洋調査体制等の強化、情報収集・共有体制の強化をはじめとする海洋状況把握の能力向上、国境離島の保全・地域社会の維持などに取り組む。」

#### 施策イメージ・具体例

- 特定有人国境離島地域の地域社会の維持
  - ・関係地方公共団体が実施する航路・航空路運賃の低廉化、物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充、滞在型観光の促進の取組について支援を行う。
  - ・特定有人国境離島地域において創業・事業拡大を行う民間事業者等に対する事業のスタートアップ融資を行う地域金融機関等に対して利子補給を実施。

特定有人国境離島地域の地域社会の維持を図るため、特定有人国境離島地域を有する8都道府県や関係市町村等が実施する運賃低廉化、物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充等に必要な経費の一部を補助する。



特定有人国境離島地域  
15地域・71島  
(8都道府県・29市町村)

人口 269,307人  
(H27国勢調査)

※特定有人国境離島地域を有する  
8都道府県

北海道、東京都、新潟県、石川県、  
島根県、山口県、長崎県、鹿児島県

#### 期待される効果

- 特定有人国境離島地域の人口減の抑制、新規雇用者数の増加、観光客などの交流人口の増加等が期待される。

## 5. 安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

### 施策名：海洋状況把握（MDA）システムに関する施策

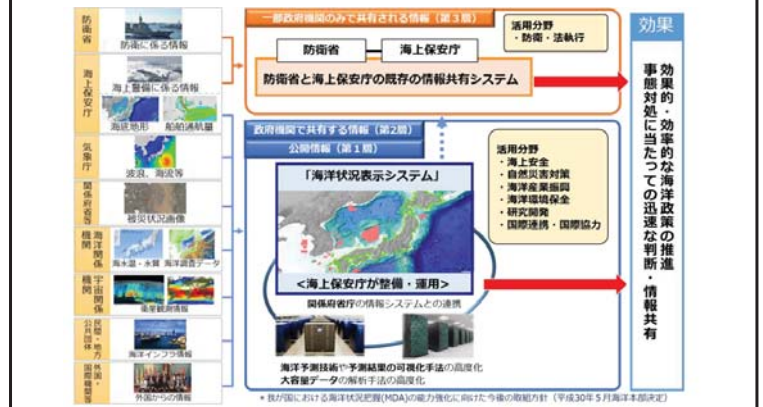
【31年度概算要求額：25百万（前年度17百万）】

#### 事業概要・目的

- 海洋状況把握（MDA）は、安全保障、海上安全、海洋環境保全等に資する海洋情報を共有することで、海洋状況を効果的・効率的に把握する取組であり、国はもちろん地方公共団体等が個々に保有する海洋情報を、海洋政策に関係する機関間で共有し、さらに民間にも提供することにより、海洋政策の効率的な推進と産業活動への利用促進を図ることができる。
- また、昨今は国民生活、経済活動を支える海洋インフラに対する脅威・リスクの高まりが懸念されることから、地方公共団体や民間企業等が管理・運営する海洋インフラ等の情報を適切に集約し、関係機関間で共有することで、効率的な状況把握と迅速な事態対処に繋げる必要がある。
- なお、MDAについては、経済財政運営と改革の基本方針2018において、「(略)領海警備・海洋監視・海洋調査体制等の強化、情報収集・共有体制の強化をはじめとする海洋状況把握の能力向上 (中略)に取り組む。」とされている。

#### 事業イメージ・具体例

- 地方公共団体や民間企業等が保有する海洋情報の調査、収集・共有すべき海洋インフラに関する情報の検討、及び地方公共団体や民間企業等における情報ニーズの調査・検討を実施。



#### 期待される効果

- 地方公共団体や民間企業等が保有する海洋情報の状況が整理・収集されることにより、国、地方公共団体、民間企業等との間の情報の共有とそれによる連携が一層促進され、海洋政策の効率的な推進及び産業活動での利用が図られる。

## 5. 安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

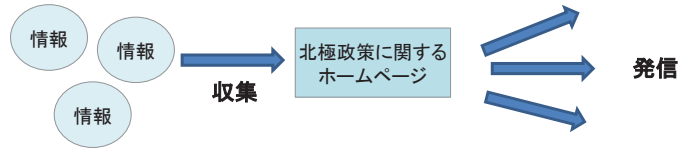
### 施策名：北極政策の推進 【31年度概算要求額：20百万円（新規）】

#### 施策概要・目的

- 北極政策については、平成30年5月に閣議決定された第3期海洋基本計画において、研究開発、国際協力、持続的な利用に係る諸施策を重点的に推進し、我が国のプレゼンスの向上、国際ルール形成への積極的な参画、我が国の国益に資する国際協力の推進の実現を目指すこととしている。
- また、平成30年6月に閣議決定された統合イノベーション戦略において、「深海や北極域などのフロンティアに係る研究開発等海洋基本計画に基づく政策を着実に推進する。」とされている。
- 上記方針に基づき、各府省の北極政策に関する施策に対して、分野横断的な視点を持ちつつ、我が国のプレゼンス向上に資する情報収集及び国内外への情報発信を総合的かつ戦略的に実施していくことを目的とする。

#### 施策イメージ・具体例

- 北極に関する民間等の研究・経済活動等の取組を把握するとともに、各国の北極をめぐる動向について情報収集・分析を行う。また、得られた情報に加え、日本の北極政策に関する情報、各府省や関係機関の取組（国際会議への参画・意見交換・観測技術の開発等）などの情報を統合し、ホームページを開設する。
- ホームページを多言語化（英語、中国語、ロシア語など）し、国内外から日本の北極政策に関する情報を収集できるようにするとともに、各国との関係深化のため、日本の北極政策に関するホームページへのアクセス状況をフォローアップできるシステムを構築する。



#### 期待される効果

- 日本の北極政策について国内外へ情報発信することにより、北極に関する国際的な情報交流のプラットフォームを形成し、総合的な情報共有・広報活動を強化する。
- ホームページへのアクセスをフォローアップすることにより、各国のニーズを把握し、我が国及び国際社会の利益を確保する。

## 5. 安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

### 施策名：遺棄化学兵器の発掘・回収及び廃棄 【31年度概算要求額：428億円（前年度393億円）、機構・定員要求】

#### 施策概要・目的

- 化学兵器禁止条約（平成9年4月29日発効）に基づき、中国において、旧日本軍が遺棄した化学兵器の処理事業を実施。

#### 各地発掘・回収事業

2000(平成12)年9月、黒龍江省北安市にて発掘・回収事業を開始。現在までに中国各地から約6.4万発の遺棄化学兵器を発掘・回収。

#### 移動式廃棄処理事業

2010(平成22)年10月、江蘇省南京市にて廃棄処理を開始。  
2012(平成24)年12月、河北省石家庄市にて廃棄処理を開始。  
2013(平成25)年8月、35,681発を廃棄し、南京市での事業を終了。  
2014(平成26)年12月、湖北省武漢市にて廃棄処理を開始。  
2015(平成27)年7月、264発を廃棄し、武漢市での事業を終了。  
2017(平成29)年1月、2,567発を廃棄し、石家庄市での事業を終了。

#### 吉林省ハルバ嶺における発掘・回収及び廃棄処理事業

2005(平成17)年12月、約30~40万発の遺棄化学兵器の埋設が推定される旨を化学兵器禁止機関(OPCW)に報告。  
2012(平成24)年11月、発掘・回収を開始。  
2014(平成26)年12月、試験廃棄処理を開始し、12,020発を廃棄(2018(平成30)年7月25日現在)。

#### 施策イメージ・具体例

#### ○各地発掘・回収等事業 60億円（73億円）

平成12年度から実施している中国各地（吉林省ハルバ嶺を除く）での遺棄化学兵器の発掘・回収等を引き続き実施。平成31年度は黒龍江省尚志市等で実施予定。

#### ○移動式廃棄処理事業

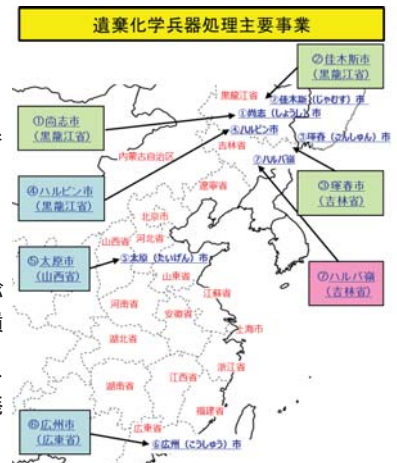
#### 44億円（36億円）

平成22年度から移動式処理設備による廃棄処理を行っている。  
平成31年度は黒龍江省ハルビン市での廃棄処理を実施予定。

#### ○ハルバ嶺事業

#### 286億円（249億円）

推定30~40万発の遺棄化学兵器が埋設されているとされる吉林省ハルバ嶺で発掘・回収、廃棄処理等を実施。  
平成26年12月より試験廃棄処理を開始し、平成30年6月より本格的な廃棄処理に移行した。



#### 期待される効果

- 化学兵器禁止条約の履行。



## 5. 安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

### 施策名：北方領土問題にかかる国民世論の啓発等

【31年度概算要求額：19億円（前年度17億円）】

#### 施策概要・目的

- 北方領土（歯舞群島・色丹島・国後島・択捉島）は、歴史的にみても一度も外国の領土となることがない我が国固有の領土であり、国際的諸取り決めからみても、我が国に帰属すべき領土であることは疑う余地がなく、北方領土の返還実現のためには、すそ野の広い返還運動に粘り強く取り組み、幅広い国民世論を結集して、外交交渉を後押ししていくことが重要である。
- 北方領土問題解決のための環境整備を目的として、北方四島交流事業の実施を支援し、日本国民と四島在住ロシア人との相互理解を図る。

#### 施策イメージ・具体例

- 独立行政法人北方領土問題対策協会と連携し、特に相対的に理解と関心が薄い若い世代を中心とした国民への啓発の強化・充実に努める。このため、教育関係者への働きかけを強化するとともに、イメージキャラクター「エリカちゃん」などを用いた分かりやすい情報をSNS等を通じ積極的に展開、周知し、この問題をより身近に感じられるよう努める。
- 北方四島交流事業を元島民の身体的負担の軽減に配慮した形で実施する。  
エリカちゃんとお友達



#### 期待される効果

- 幅広い国民世論の啓発、特に若い世代への啓発を強化することは、国民運動である北方領土返還要求運動を盛り上げていく上で、極めて重要な効果がある。
- 北方四島交流事業の着実な実施は、元島民とその家族への故郷への自由な訪問を実現させ、また、ビザなし交流事業を通して四島在住ロシア人の北方領土問題に対する理解を促し、北方領土問題解決の環境整備として、極めて重要な効果がある。

## 5. 安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

### 施策名：国際平和協力業務①（人道救援物資備蓄経費）

【31年度概算要求額：119百万円（前年度168百万円）】

#### 事業概要・目的

- 人道的な国際救援活動を行っている国際連合等からの要請に対し、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」に基づく物資協力を迅速・的確に実施するため、平成9年度から人道救援物資の備蓄を行っている。

#### 期待される効果

- 備蓄物資を利用し、国際連合等からの要請に応じた迅速・的確な物資協力を実施することにより、紛争被災者の生存を確保し、国際平和に向けた努力に貢献。

#### 事業イメージ・具体例



- 平成25年12月、国際移住機関によるシリア難民救援活動に協力するため、備蓄物資を利用したテント、給水容器、毛布等の物資協力を実施。
- 平成26年3月、国際連合南スーダン共和国ミッションの活動に協力するため、備蓄物資を利用したテント及びビニールシートの物資協力を実施。

## 5. 安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

施策名：国際平和協力業務②（国際平和協力業務実施経費）  
【31年度概算要求額：101百万円（前年度96百万円）】

### 事業概要・目的

- 「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」に基づく国際平和協力業務等の円滑な実施に資するため、我が国が、国連等の要請等に基づき、国際連合平和維持活動や選挙監視活動等に参加することとなった場合、速やかに国際平和協力隊を設置し、隊員派遣を行っている。

### 期待される効果

- 日本から隊員を派遣し、派遣先国における紛争の解決、道路等の維持補修等のインフラ整備等、平和構築に寄与することにより、世界の平和と安定に貢献。

### 事業イメージ・具体例

#### 南スーダン国際平和協力業務

平成23年11月以降、国際連合南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に司令部要員（4名）を派遣し、UNMISS司令部における兵站・情報・施設・航空運用業務に関する企画及び調整を実施。

## 5. 安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

施策名：国際平和協力業務③（国際平和協力のための人材育成経費）  
【31年度概算要求額：48百万円（前年度46百万円）】

### 事業概要・目的

- 国際平和協力分野での活動経験を有した人材を、最長2年間の任期の国際平和協力研究員（非常勤国家公務員）として採用し、国際平和協力分野に関する調査・研究活動、選挙監視活動、広報活動等の業務に従事させることにより、能力の向上・人材育成を推進するとともに、事務局機能の強化を図る。

### 期待される効果

- 国際平和協力研究員は、国際平和協力分野に関する能動的・主体的な調査・研究活動、選挙監視活動等に従事することにより、退職後は国連・国際機関等に勤務し、これまで事務局で培った能力を十分発揮することが、日本の国際平和協力分野における貢献となり、効果となる。

### 事業イメージ・具体例

#### 人材育成

調査・研究業務の実施、各種研修への参加、関係機関とのネットワーク構築等を通じ専門的知見を深化・蓄積・発信。

#### 事務局機能強化

調査・研究業務、選挙監視活動への参加等を通じて事務局機能強化にも貢献。

#### 国連、国際機関等での活動

◎これまでの退職研究員（56名）の就職先例

- ・国連・アフリカ連合同ミッション（UNAMID）政務官
- ・世界食糧計画（WFP）東ティモール事務所
- ・国連コソボ暫定行政ミッション（UNMIK）政務官
- ・国連スーダンミッション（UNMIS）選挙支援担当官
- ・国連ソマリア政治事務所（UNPOS）DDR担当官
- ・国連アフガニスタン支援ミッション（UNAMA）ガバナンス担当官

など、退職者の半数以上が国連・国際機関に就職

## 5. 安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

### 施策名：拉致被害者等への支援

【31年度概算要求額：362百万円（前年度357百万円）】

#### 施策概要・目的

平成26年度に改正された「拉致被害者等支援法」等に基づき、帰国拉致被害者等の自立促進・生活再建のほか、その老齢時における良好かつ平穏な生活の保障等のための支援を行う。

また、拉致被害者等が新たに帰国する場合には、その状況に応じ、拉致被害者等に対する施策について所要の検討を行うものである。

#### 施策イメージ・具体例

##### ○拉致被害者等給付金

帰国した被害者等が1人の世帯で17万円、2人いる世帯で24万円を基本とし、以降1人増えるごとに3万円を加算し、所得により調整を行う（支給期間10年）。また、大都市居住の場合の地域間の調整や子の配偶者等への扶養加算などを行う。

##### ○老齢給付金等の給付

帰国拉致被害者等の老齢時における良好かつ平穏な生活を保障するための老齢給付金、65歳以上で帰国した拉致被害者に65歳から帰国した時点までの国民年金相当額の特別給付金の支給、子供の国民年金保険料の追納支援等を行う。

##### ○委託費

派遣形式による指導業務（社会適応・日本語指導、生活自立指導）や社会体験研修、地域交流事業などを被害者等が居住する地方公共団体（県・市町村）に委託をする。また、日本語の不自由な高齢者を想定した生活相談といった委託事業も行う。

#### 期待される効果

帰国された拉致被害者等の、早期の自立、生活基盤の再建、社会適応等に資するほか、高齢の帰国拉致被害者等の老後の生活を保障し帰国の促進に資することとなる。

## 5. 安全で安心な暮らしの実現と経済社会の基盤確保

### 施策名：適正な公文書管理の確保等

【31年度概算要求額：498百万円（前年度328百万円）、機構・定員要求】

#### 施策概要・目的

- 「行政文書の管理の在り方等に関する関係会議」（平成30年6月5日閣議決定）において取りまとめられた「公文書管理の適正の確保のための取組について」の各事項を、一つ一つ確実に実行に移し、適正な公文書管理の徹底を期する。
- 国立公文書館について、平成29年度に策定した基本計画を踏まえ、平成30年度に行った基本設計に基づき、平成31年度においても、引き続き、実施設計等、新たな施設の建設に向けた具体的な取組を推進する。

※「経済財政運営と改革の基本方針2018」第2章5.（4）③文化芸術立国の実現（抄）  
国立公文書館について、新たな施設の建設に向けて取り組み、その機能を充実させる。

#### 施策イメージ・具体例

##### 1 公文書管理の適正の確保のための取組

- (1) 公文書に関するコンプライアンス意識改革を促す取組の推進
  - 職員一人ひとりに働きかける取組（**研修の充実強化**）
    - ・ 研修教材及び研修手法の一層の充実を図る
  - 体制面の取組（実効性のあるチェック）
    - ・ 独立公文書管理監（政府CRO）の下に担当審議官を設置する等、**一般の行政文書チェック機能**を担うための体制整備を行う
    - ・ 内閣府から各府省への派遣に必要な公文書管理の専門的知識を持つ人材の確保及び歴史公文書等該当性の評価選別のチェック機能拡充のための**内閣府・国立公文書館の体制強化**について、必要な措置を講ずる
  - (2) 行政文書をより体系的・効率的に管理するための**電子的な行政文書管理の充実**：文書の作成から保存、廃棄・移管まで一貫して電子的に行う仕組みの検討

##### 2 新たな国立公文書館の建設に向けた取組

- 国立公文書館について、平成29年度に策定した基本計画を踏まえ、平成30年度に行った基本設計に基づき、平成31年度においても、引き続き、実施設計等、新たな施設の建設に向けた具体的な取組を推進する

#### 期待される効果

- 民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源であり、国民と行政をつなぐ最も基礎となるインフラである公文書等の適正な管理を確保するとともに、過去から現在、そして未来へと国の歴史や文化を引き継ぐ公文書等を利活用していくための環境の整備が着実に進展することで、現在及び将来の国民に対する説明責任を全うすることにつながる。